

令和4年度 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金

(中小企業等外国出願支援事業) 募集案内

(公財) 静岡県産業振興財団(以下「産業財団」という)は、中小企業者等の戦略的な外国出願を促進するため、基礎となる出願(特許、実用新案、意匠、商標)と同内容の外国出願にかかる経費の一部を補助します。

1 対象者

静岡県内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する者

- ① 中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定)
- ② ①で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が3分の2以上)
- ③ 事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人(地域団体商標に係る商標出願のみ)

※以下に該当する者は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している
- ・大企業の役員又は職員を兼ねる者が、役員総数の2分の1以上を占めている
- ・資本金又は出資総額が5億円以上の法人が直接又は間接に100%の株式を保有している
- ・補助金申請時に確定している(申告済の)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えている

2 対象となる出願

特許、実用新案、意匠及び商標(冒認対策商標を含む)の外国出願で、既に日本国特許庁に行っている出願と同一名義人、同一内容の外国出願

3 補助対象経費

外国出願に係る経費(外国特許庁への出願手数料/現地・国内代理人に要する経費/翻訳費等)

<対象外経費の一例>

- ・交付決定前に発生した費用(先行技術調査料、補助金申請書作成に係る代理人費用など)
- ・国内消費税および海外での付加価値税やサービス税等
- ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁や国内代理人に支払った費用(中間手続に係る経費、出願と同日の手続きではない審査請求料、登録料、維持年金・手数料等)
- ・PCT国際出願のうち、国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料)
- ・日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料

4 対象となる期間

交付決定日から令和4年12月31日までに申請を完了するもの

5 補助率

補助対象経費の2分の1以内(千円未満の端数切り捨て)

6 上限額

- | | | |
|--------------|-------------------------|-----------------|
| 1 企業に対する上限額: | 300万円(複数案件の場合) | |
| 1 出願に対する上限額: | 特許 150万円、 | 実用新案・意匠・商標 60万円 |
| | 冒認対策商標(第三者による抜け駆け出願の対策) | 30万円 |

7 募集期間

令和4年6月17日(金)17時必着
(令和4年6月10日(金)までに必ず事前相談を受けてください。)

8 申請書類

実施要領により詳細、必要書類をご確認ください。

申請書等の様式は、産業財団HPからダウンロードしてください。

- ・間接補助金交付申請書 1部
- ・協力承諾書 1部(選任代理人に依頼しない場合は不要)

- ・添付書類 各7部（実施要領の添付書類を確認ください）
 - ・賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書 1部（加点措置を希望する場合）
- ※その他補助事業者が定める事項として「県税納税証明書 原本1部」を添付ください

9 選考

申請者によるプレゼンテーションを行い、審査の上決定（申請多数の場合は書面審査を実施する可能性あり）

<採択基準>

- ・先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと
- ・間接補助を受ける出願に関し海外での権利が成立した場合に「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「冒認出願対策の意思を有している」こと
- ・外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること など

<加点措置>

- ①地域未来牽引企業（グローバル型に類型された企業）
- ②平成26年度以降一度も本補助金を利用していない企業
- ③直近3年間における「JAPANブランド育成支援等事業採択者」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者」
- ④賃上げ実施企業
 - ・申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
 - ・採択された場合、賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要。
 - ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
 - ・賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要。
 - ・賃上げ実績の確認結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還の可能性があります。詳細は提出する誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

10 今後のスケジュール

令和4年 7月 初旬	審査委員会
令和4年 7月 中旬	交付決定
令和4年12月31日	外国出願完了
令和5年 1月31日	実績報告書の提出期限（注1、2）
	注1：関連するすべての支払を終えていること
	注2：支払完了から計算して30日以内 又は令和5年1月31日までのいずれか早い日
令和5年 3月末まで	間接補助額の確定及び間接補助金交付完了
	※確定通知に記載の指定期日までに請求書の到着が確認できない場合、交付取り消しとなり補助金交付できませんので、ご注意ください。

11 その他、交付における条件

（詳細は、実施要領を確認ください）

- ・外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力が得られる、又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合に同等の書類を提出できること。
- ・事業実施中および終了後の状況確認調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力すること。（過去に当該補助金の交付実績があり、査定状況等の報告を怠っている者には交付しません。）
- ・外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。
- ・交付決定を受けた場合、事業者名、所在地及び交付の決定を受けた出願種別を産業財団HPで公表します。また、経済産業省の判断・指示に基づき、その他の情報についても公表することがあります。

12 申請・問合わせ先

申請書類を下記まで郵送、持参により提出してください。
郵送の場合は、簡易書留など郵送した記録が残る方法で行ってください。



公益財団法人
静岡県産業振興財団
Shizuoka Industrial Foundation

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階
革新企業支援チーム
TEL：054-273-4434 FAX：054-251-3024
E-mail：joho@ric-shizuoka.or.jp